

障福推第1133-5号  
令和8年2月9日

各保健所設置市保健所長 様  
(医務担当)

埼玉県福祉部障害者福祉推進課長 関根 健  
(公印省略)

埼玉県立精神保健福祉センター長 坂田 増弘  
(公印省略)

自立支援医療受給者証（精神通院医療）のマイナンバーカードへの  
一体化について（通知）

本県の精神障害者保健福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年2月9日から、本県において発行する自立支援医療受給者証（精神通院医療）のマイナンバーカードへの一体化が開始されます。これによりマイナ保険証1枚で、医療保険とともに自立支援医療（精神通院医療）のオンライン資格確認を実施できるようになります。

つきましては、本事業実施にあたっての留意事項について下記のとおりお示しいたしますので、管内医療機関への周知をお願いいたします。

また、一般社団法人埼玉県医師会会長に対して、会員への周知について別途通知しましたことを申し添えます。

記

1 事業の概要

本県では、令和7年3月31日からPMH（Public Medical Hub。デジタル庁が開発した「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム」）に参加しており、これまでに難病、小児慢性特定疾病の医療費助成分野においてすでにオンライン資格確認が可能となっているところです。これらに加えて、令和8年2月9日から、自立支援医療（精神通院医療）においてもオンライン資格確認が可能となります。

この取組により、自立支援医療（精神通院医療）の受給者は、マイナンバーカードを受給者証として利用することができます。また、指定自立支援医療機関は、オンライン資格確認等システムを通じて受給者証情報を確認すること

が可能になり、受給者証情報の手動入力の手負荷を削減できます。  
ただし、医療費助成のオンライン資格確認を利用するためには、指定自立支援医療機関がシステム改修に対応していることが必要です。

## 2 留意事項

- (1) 紙の受給者証は引き続き交付いたします。
- (2) 自己負担上限額管理票は引き続き毎回確認が必要です。
- (3) 直近で指定自立支援医療機関や自己負担上限額の変更手続がなされた場合、オンライン資格確認等システムを通じて照会した受給者証情報に反映されていない場合があります。令和8年1月現在、指定自立支援医療機関の変更が反映されるのに**1～2か月程度**かかっております。最新の変更履歴は、恐れ入りますが紙の受給者証を御確認ください。紙の受給者証においても確認ができない場合は、市町村の自立支援医療担当窓口又は精神保健福祉センター（048-723-6802）にお問い合わせください。

## 3 レセプトコンピュータの改修に係る補助金について

令和7年度分については予算上限に達したため受付を終了していますが、厚生労働省が実施している「医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する補助金」についての情報は、社会保険診療報酬支払基金の「医療機関等向け総合ポータルサイト」を御確認ください。

### 【制度全般に関すること】

担 当：障害者福祉推進課 谷中  
電 話：048-830-3295  
e-mail: [a3310-04@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3310-04@pref.saitama.lg.jp)

### 【本事業に関すること】

担 当：精神保健福祉センター 山下  
電 話：048-723-6802  
e-mail: [n2314455@pref.saitama.lg.jp](mailto:n2314455@pref.saitama.lg.jp)